

日間賀小学校保護者の皆様

重 要

日間賀小学校長

高石幸信

台風等警報発表時および、警戒レベル4発令時の対応について

台風等警報発表時における児童の登下校について下記のように定めます。

記**【暴風(雪)警報・特別警報が発表された場合、また、警戒レベル4(避難指示)が発令された場合の登校について】**

区 分	内 容
午前6:30までに解除	平常通り登校します。(給食あり)
午前6:30～午前11:00の間に解除	<u>家庭で昼食を済ませ、午後1時に通学班の集合場所に集まり、通学班で登校します。</u>
午前11:00過ぎに解除	臨時休校とします。

※午前6:30～午前11:00の間に解除されたときの登校方法

通学班の集合場所に集まり、全員が集まったら通学班で登校します。

【事情があり、集合場所に行けないときの対応】

通学班の児童に、集合場所に行けないことを伝える。(できるだけ上の学年に連絡する。)

欠席したり、保護者が送って登校したりする場合は、集合場所で他の児童が待ち続けることを防ぐため、上記のことを確実に行ってください。

※台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決定する場合があります。その場合は前日に児童を通じてお知らせします。また、その他気象状況に応じ、当日の朝、給食を中止する場合があります。

※暴風(雪)警報、特別警報ではなく、大雨警報、洪水警報、大雪警報が気象台より発表された場合は、原則として登校することになっています。しかし、保護者の方が登校を困難と判断された場合(通学路に危険箇所があるとき)は、学校へ連絡をし、家庭待機とします。

【暴風(雪)警報・特別警報が発表された場合、また、警戒レベル4(避難指示)が発令された場合の下校について】

※児童が在学中に暴風(雪)警報や特別警報が発表された場合、通学路の安全を確認した後、通学班で下校させます。東里は安楽寺付近、西里は長心寺付近まで教師が引率していきます。しかし、下校が困難と判断した場合には、学校に待機させ情報把握に努めます。その後、通学班が保護者への引き取りで下校させます。

また、警戒レベル4(避難指示)が発令された場合は、

※下校の方法については、学校で判断しtetoruにてお知らせします。

※暴風(雪)警報・特別警報が発表されなくても、今後風雨・風雪が激しくなると予想されるようなときには、緊急に下校させることがあります。その場合にも、tetoruにて連絡させていただきます。

【「津波警報」または「大津波警報」が南知多町に発表された場合】

- (1) 登下校中
 - ・高台などの安全な場所へ避難します。
- (2) 在校中
 - ①速やかに安全な場所へ避難させます。
 - ②警報解除及び通学路等の安全が確認できるまでは、学校または避難場所に待機させます。
 - ③児童の帰宅については、学校及び避難場所からの引き渡しを原則とします。
安全が確認できる場合は、教員が引率して集団下校させる場合もあります。
- (3) 登校前
 - ①登校せず、高台などの安全な場所へ避難させます。
 - ②被害がなく解除された場合は、【暴風（雪）警報・特別警報が発表された場合、また、警戒レベル4（避難指示）が発令された場合の登校について】の対応と同じです。

【大規模地震発生時の対応について】

状 況	登下校中	在校中	登校前
震度 5 弱以下	身の危険を感じる場合は、安全に十分に気を付けて、自宅か学校のどちらか近い方に、速やかに移動します。	安全を確認し、通常通り活動します。	登校準備中に身の危険を感じる揺れが起こった場合は、保護者の判断で自宅待機をします。
震度 5 強以上		原則、教育活動を中止し、保護者への引き渡しを行います。引き渡しができない児童については、校内に留め置きます。	原則、休校とします。保護者の管理下で行動します。

震度 5 強以上の地震が発生した場合、安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、地震発生日、翌日の 2 日間程度を臨時休校とします。

【南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応について】

南知多町には事前避難対象地域がないため、原則平常通りの授業を行います。ただし、登校が危険と判断した場合は、登校を見合わせ、安全が確認されたら登校させます。

南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震が発生する可能性が相対的に高まっていると評価された場合に、気象庁から発表されます。4種類のキーワード【調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了】とあわせて発表されますので、町からの呼びかけに応じた防災対策をお願いします。

事前避難対象地域とは

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。県内 13 市町村に設定されています。

【南知多町には事前避難対象地域はありません】

よく見える場所に掲示してください